

【第三国産であることを証明する書類の各国発給制度について】

船積地域がロシアを除く国又は地域であり、原産地がロシアを除く国又は地域である場合、提出書類として船積地域の政府その他の公的機関が発給する第三国産であることを証明する書類が必要です。

主な船積地域の第三国産であることを証明する書類の発給制度

船積地域	発給制度の有無	発給機関
アメリカ	有り	UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE NATIONAL OCEANIC AND ATMOSPHERIC ADMINISTRATION (海洋大気庁)
カナダ	有り	Fisheries and Oceans Canada (漁業海洋省)
韓国	有り	The Korea Chamber of Commerce and Industry (大韓商工会議所)
中国	有り	・国家質量監督検験検疫総局 ・中国国際貿易促進委員会
台湾	有り	・台湾經濟部標準検査局等 ・台湾当局の認可を受けた各種団体
香港	有り	・The Hong Kong General Chamber of Commerce (香港総商会) ・The Federation of Hong Kong Industries (香港工業總會) ・The Indian Chamber of Commerce, Hong Kong (香港印度商会) ・The Chinese Manufacturers' Association of Hong Kong (香港中華廠商聯合会) ・The Chinese General Chamber of Commerce (香港中華総商会)
シンガポール	有り	・Singapore Chinese Chamber of Commerce and Industry (シンガポール華人商工会議所) ・Singapore Indian Chamber of Commerce and Industry (シンガポール・インド商工会議所) ・Singapore International Chamber of Commerce (シンガポール国際商業会議所) ・Singapore Malay Chamber of Commerce (シンガポール・マレー商工会議所) ・Singapore Manufacturing Federation (シンガポール製造業者連盟)
インドネシア	有り	Indonesian Chamber of Commerce and Industry (インドネシア商工会議所)
タイ	有り	Thai Chamber of Commerce (タイ商工会議所)
ベトナム	有り	VIETNAM CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY (ベトナム商工会議所)

※上記以外の国又は地域を船積地域とする輸入を行う場合で当該国又は地域の発給制度が不明な場合は、経済産業省又は水産庁にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室 TEL 03-3501-0532 FAX 03-3501-6006
- ・水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 TEL 03-3501-1961 FAX 03-3591-6867